



平成 24 年 4 月 2 日

各 位

会社名 サトウ食品工業株式会社
代表者名 代表取締役社長 佐藤 元
(コード番号 2923 東証第二部)
問合せ先 常務取締役管理本部長 笠原康司
(TEL 025-275-1100)

控訴審判決に対する上告のお知らせ

当社は平成 24 年 3 月 22 日付「控訴審判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、越後製菓株式会社（以下「控訴人」と言います）から提訴されていた特許権侵害差止等請求控訴事件について、当社の側面に切り込みが入った餅製品が、控訴人の所有する特許権を侵害するものとして、平成 24 年 3 月 22 日に知的財産高等裁判所より、当社の一部餅製品の販売差止め等を命ずる判決の言い渡しを受けておりましたが、当社はこの判決を不服として、本日、最高裁判所に上告及び上告受理の申立てを行いましたのでお知らせいたします。

本件について、知的財産高等裁判所は、平成 23 年 9 月 7 日付「控訴審の中間判決に関するお知らせ」で公表しましたとおり、当社の主張を認めた東京地方裁判所の判断を覆し、当社の主張を認めない中間判決を言い渡しております。当社は、中間判決後の審理において、当社の主張が事実に基づくものであること、当該事実に基づけば、控訴人の請求が棄却されるべきことを主張し、これを裏付ける多くの証拠を提出して参りました。しかしながら、知的財産高等裁判所は、当社の主張の最も肝腎な部分（当社が控訴人より先に発明を完成させていたこと）を主張させず、さらに、当社の提出した証拠の大部分の取り調べ申請を却下したまま、平成 24 年 3 月 22 日に控訴審判決を下しました。

当社としては、中間判決における判断は無論のこと、このような経過で当社に主張をさせなかった控訴審判決に強い不服を有するものですので、上告を提起し、当社の主張が十分に検討された上で真実に基づいた正当な判断が得られるよう、引き続き主張して参ります。

本件控訴審判決及び上告等を考慮した業績に及ぼす影響については、取りまとめ次第、速やかにお知らせいたします。

なお、現在当社が製造・出荷しております切り餅は、上記控訴審判決により影響を受けるものではありませんので、今後も、当社の餅製品は、問題なくご購入いただけます。

以上